

<p>全口径跨境融资宏观审慎管理政策问答 (第一期)</p>	<p>全口径クロスボーダー融資マクロ ブルーデンス管理の政策問答 (第一期)</p>
<p>一、过渡期外商投资企业外债管理方式</p> <p>1、《中国人民银行关于全口径跨境融资宏观审慎管理有关事宜的通知》（银发〔2017〕9号，以下简称9号文）明确，过渡期内外商投资企业可以在现行“投注差”管理模式和9号文宏观审慎管理模式下任选一种模式适用。具体如何操作？</p> <p>答：外商投资企业应于本政策问答发布后第一次办理外债签约备案（登记）时，向所在地外汇局提交书面备案报告，明确其在过渡期内选择的跨境融资管理模式。如选择宏观审慎管理模式，应同时报告最近一期经审计的净资产数据。跨境融资管理模式一经确定，不得变更。</p> <p>2、《国家外汇管理局关于发布〈外债登记管理办法〉的通知》（汇发〔2013〕19号，以下简称19号文）中明确了部分特殊类型的外商投资企业（如外商投资租赁公司、外商投资性公司等）借用外债规模的特殊要求。9号文实施后，这些要求是否仍然有效？</p> <p>答：在另有规定之前仍然有效。外商投资租赁公司、外商投资性公司等特殊类型的外商投资企业，如未选择宏观审慎管理模式，可继续适用19号文中明确的外债数量控制方式借用外债。</p> <p>二、企业外债规模计算</p> <p>3、9号文要求企业每年及时更新跨境融资及权益相关的信息。具体应如何操作？</p> <p>答：企业应于每年第一次办理外债签约备案（登记）时，向所在地外汇局提交上年末或最近一期经审计的财务报告，用以书面备案其上年末或者最近一期经审计的净资产</p>	<p>一、移行期間の外商投資企業の外債管理方式</p> <p>1、《中国人民銀行：全口径クロスボーダー融資マクロブルーデンス管理関連事項に関する通知》（銀発〔2017〕9号、「以下9号文書」）は、移行期間において外商投資企業は現行の「投注差」管理モデルおよび9号文書のマクロブルーデンス管理モデルのうち、いずれかのモデルを選択して適用することができることと明確化した。具体的にはどのようにオペレーションするのか？</p> <p>答：外商投資企業は本政策問答の公布後に初めて外債締結備案（登記）を行う際、所在地の外管局に書面の備案報告を提出し、その移行期間において選択するクロスボーダー融資管理モデルを明確にしなければならない。マクロブルーデンス管理モデルを選択した場合、直近一期の監査済の純資産データも同時に報告しなければならない。クロスボーダー融資管理モデルは一度確定すると変更してはならない。</p> <p>2、《国家外貨管理局：〈外債登記管理弁法〉公布に関する通知》（匯發〔2013〕19号、以下「19号文書」）は、一部の特殊な類型の外商投資企業（たとえば外商投資リース会社・外商投資性公司等）の外債規模に対する特殊な要求を明確化した。9号文書の実施後、これらの要求は引き続き有効か？</p> <p>答：別の規定ができるまでは引き続き有効である。外商投資リース会社・外商投資性公司等の特殊な類型の外商投資企業がマクロブルーデンス管理モデルを選択しなかった場合、引き続き19号文書において明確化された外債額コントロール方式を適用して外債を借り入れることができる。</p> <p>二、企業の外債規模の計算</p> <p>3、9号文書は、企業が毎年適時にクロスボーダー融資および権益に関する情報を更新するよう要求している。具体的にはどのようにオペレーションすべきか？</p> <p>答：企業は、毎年初めて外債締結備案（登記）を行う際、所在地の外管局に前年末あるいは直近一期の監査済の財務報告を提出し、その前年末あるいは直近一期の監査済</p>

<p>数额。企业跨境融资合同主要条款（如期限、金额、债权人等）发生变化的，企业应按照19号文的相关规定，在发生变化后的15个工作日内，到所在地外汇局办理外债签约变更备案（登记）。成立不足一年的企业，如无法提供经审计的财务报告，暂不允许按照宏观审慎管理模式举借外债。</p>	<p>の純資産額を書面で備案しなければならない。企業のクロスボーダー融資契約の主な条項（たとえば期間・金額・債権者等）に変化が生じた場合、企業は19号文書の関連規定に基づき、変化発生後の15営業日以内に、所在地の外管局で外債締結変更備案（登記）を行わなければならない。設立後一年に満たない企業で監査済の財務報告を提供することができない場合、マクロプルーデンス管理モデルに基づく外債借入を暫時許可しない。</p>
<p>4、9号文明确的跨境融资风险加权余额计算公式中仅区分了中长期外债和短期外债的期限风险转换因子不同，那不同期限的外债具体如何纳入计算？是都按照余额纳入计算？还是中长期外债按发生额、短期外债按余额纳入计算？</p>	<p>4、9号文書で明確化されたクロスボーダー融資リスク加重残高計算の公式は、中長期外債と短期外債を区分して期間リスク転換因数が異なるが、期間が異なる外債は具体的にどのように計算に組み入れるのか？どちらも残高に基づき計算に組み入れるのか？それとも中長期外債は発生額・短期外債は残高に基づき計算に組み入れるのか？</p>
<p>答：9号文实施后，选择宏观审慎管理模式的企业，其借用的中长期外债与短期外债均按余额纳入企业跨境融资风险加权余额计算；选择现行“投注差”管理模式的企业（包括普通外商投资企业和特殊类型外商投资企业），其借用的短期外债按余额、中长期外债按发生额纳入外债额度计算。</p>	<p>答：9号文書の実施後、マクロプルーデンス管理モデルを選択した企業は、その借り入れた中長期外債および短期外債はいずれも残高に基づき企業のクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる；現行の「投注差」管理モデルを選択した企業（一般外商投資企業および特殊な類型の外商投資企業を含む）は、その借り入れた短期外債は残高・中長期外債は発生額に基づき外債限度額計算に組み入れる。</p>
<p>5、期限风险转换因子按照还款期限计算，是指按照签约期限还是按照债务剩余期限计算？</p>	<p>5、期間リスク転換因数の返済期限に基づく計算とは、契約期限と債務の残存期限のどちらに基づき計算するのか？</p>
<p>答：从计算额度及外债管理的可操作性角度出发，建议按照签约期限确定该笔外债的期限风险转换因子。企业外债合同中包含提前还款条款的，除非提前还款条款明确在合同签约一年后方可提前还款，该合同对应的外债金额全部视同短期跨境融资适用期限风险转换因子。</p>	<p>答：限度額計算および外債管理の実務可能性の観点から、契約期限に基づき当該外債の期間リスク転換因数を確定することを勧める。企業の外債契約に期日前返済の条項が含まれる場合、期日前返済の条項で契約締結の一年後から期日前返済可との旨を明確にしない限り、当該契約に相応する外債金額はすべて短期クロスボーダー融資と見なして期間リスク転換因数を適用する。</p>
<p>6、《国家外汇管理局关于发布〈跨境担保外汇管理规定〉的通知》（汇发[2014]29号）要求外保内贷履约形成的对外负债，“其未偿本金余额不得超过其上年度未经审计的净资产数额。超出上述限额的，须占用其自身外债额度”。在9号文框架下，外保内贷履约后</p>	<p>6、《国家外貨管理局：〈クロスボーダー担保外貨管理規定〉公布に関する通知》（匯發[2014]29号）は、「外保内貸（国外保証・国内貸付）」の担保履行により発生する対外負債について、「その未返済の元本残高はその前年度末の監査済の純資産額を超過して</p>

<p>形成的对外负债是否纳入跨境融资风险加权余额计算？</p> <p>答：在9号文政策框架下，企业自主借用外债更加便利，而且规模（净资产2倍）也比较宽松，因此境内企业由于外保内贷履约形成的对外负债，应直接占用该企业跨境融资风险加权余额，不再额外给予其他额度。</p> <p>7、9号文实施后，经其他外债管理部门批准的境内机构逐笔借用外债，是否纳入该境内机构跨境融资风险加权余额计算？如果超出该机构跨境融资风险加权余额上限如何处理？</p> <p>答：境内机构经其他外债管理部门（如发展改革委）批准逐笔借用外债的，可按相关部门批准的签约金额办理外债签约备案（登记）。办理签约备案后，企业跨境融资风险加权余额尚未超过按照9号文计算的跨境融资风险加权余额上限的，仍可正常办理新签约外债的备案（登记）；超过上限的，除外债管理部门另行批准外，不得再办理新的外债签约备案（登记）。</p> <p>8、9号文第八条明确，外币跨境融资以提款日的汇率水平折算成人民币计入跨境融资风险加权余额。以提款日汇率水平折算在实践中应如何操作？</p> <p>答：企业到外汇局办理外债签约备案（登记）时，需要填写该企业跨境融资风险加权余额上限的已占用情况及本次新签约的外债即将占用情况。由于此时一般尚未发生提款，本次新签约外债无法按照提款日汇率折算计入跨境融资风险加权余额，会导致无法准确计算企业跨境融资风险加权余额情况，从而可能出现超额借入外债的情况。鉴于此，从可操作性和管理有效性角度出发，外币跨境</p>	<p>はならない。上述の限度額を超過した場合、自身の外債限度額を占用しなければならない」と要求している。9号文書の枠組みの下、外保内貸の担保履行後に生じる対外負債は、クロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れるのか？</p> <p>答：9号文書の政策枠組みの下、企業の自主的な外債借入はさらに利便的であり、かつ規模（純資産の2倍）も比較的大きいため、国内企業の外保内貸の担保履行により生じる対外負債は、当該企業のクロスボーダー融資リスク加重残高を直接占用しなければならず、今後規定額以外にその他の限度は与えない。</p> <p>7、9号文書の実施後、その他の外債管理部門の批准を経た国内機構の個別の外債借入は、当該国内機構のクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れるのか？ 当該機構のクロスボーダー融資リスク加重残高の上限を超過した場合、どのように処理するのか？</p> <p>答：国内機構のその他の外債管理部門（たとえば发展改革委）の批准を経た個別の外債借入については、関連部門が批准した締結金額に基づき外債締結備案（登記）を行うことができる。締結備案を行った後、企業のクロスボーダー融資リスク加重残高が9号文書に基づき計算したクロスボーダー融資リスク加重残高の上限を超過しない場合、引き続き新たに締結した外債の備案（登記）を正常に行うことができる；上限を超過する場合、外債管理部門が別途批准した場合を除き、新たな外債締結備案（登記）を行ってはならない。</p> <p>8、9号文書第八条は、外貨クロスボーダー融資の場合、引出日のレート水準により人民元に換算し、クロスボーダー融資リスク加重残高に算入することを明確化した。引出日のレート水準による換算は、実務においてどのようにオペレーションすべきか？</p> <p>答：企業は外管局で外債締結備案（登記）を行う際、当該企業のクロスボーダー融資リスク加重残高の上限の占用済状況および今回新たに締結した外債の占用予定状況を記入する必要がある。この時点で一般的には引出が発生していないため、今回新たに締結した外債は引出日のレートに基づき換算してクロスボーダー融資リスク加重残高に算入することができず、企業のクロスボ</p>
--	---

<p>融資应统一按照签约日的汇率水平折算。</p> <p>9、企业在按照9号文计算跨境融资风险加权余额时，是按照外债合同的签约额计算，还是按照已提款未偿还余额计算？</p> <p>答：在现行外债管理框架下，企业到外汇局办理外债签约备案（登记）后，在所登记的金额内均可自行提款。考虑到可能存在一笔外债多笔提款的情况，为保证企业借用外债不超过其跨境融资风险加权余额上限，应按照如下原则计算：已进行全额提款的非循环类贷款按未偿本金余额占用跨境融资风险加权余额，其他外债（循环贷款、未提款或部分提款的非循环贷款，含正在申请备案的本笔外债）按签约额占用跨境融资风险加权余额。</p> <p>10、因风险转换因子、跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数调整导致企业跨境融资风险加权余额超出上限的，如何处理？</p> <p>答：因上述原因导致企业跨境融资风险加权余额超出上限的，企业原有跨境融资合约可持有到期；在跨境融资风险加权余额调整到上限内之前，不得办理新的跨境融资业务。</p> <p>三、企业外债登记、账户及汇兑管理</p> <p>11、9号文第四条明确了一系列不纳入跨境融资风险加权余额计算的跨境融资业务类型。这些业务是否不再需要办理相应的外债登记？</p> <p>答：外债登记的主要目的之一是进行外债统计。出于外债统计准确性的考虑，9号文</p>	<p>一、ダー融資リスク加重残高を正確に計算できない状況を招き、それにより限度超過の外債借入状況が生じる可能性もある。これらを鑑みて、実務可能性および管理有効性の観点から、外貨クロスボーダー融資は統一して締結日のレート水準に基づき換算しなければならない。</p> <p>9、企業は9号文書に基づきクロスボーダー融資リスク加重残高を計算する際、外債契約の契約額に基づき計算するのか、それとも引出済・未返済の残高に基づき計算するのか？</p> <p>答：現行の外債管理の枠組みの下、企業は外管局で外債締結備案（登記）を行った後、登記した金額内で自身で引き出すことができる。一件の外債で複数回引き出す可能性がある場合を考慮して、企業の外債借入がそのクロスボーダー融資リスク加重残高の上限を超過しないことを保証するため、以下の原則に基づき計算しなければならない；全額引出済の非リボルビングローン、未返済の元本残高に基づきクロスボーダー融資リスク加重残高を占用し、その他外債（リボルビングローン、未引出あるいは一部引出済の非リボルビングローン、備案申請中の外債を含む）は、契約額に基づきクロスボーダー融資リスク加重残高を占用する。</p> <p>10、リスク転換因数・クロスボーダー融資レバレッジ率およびマクロプルーデンス調節係数の調整が企業のクロスボーダー融資リスク加重残高の上限超過を招く場合、どのように処理するのか？</p> <p>答：上述の原因により企業のクロスボーダー融資リスク加重残高の上限超過が生じた場合、企業の既存のクロスボーダー融資契約は期限まで保有することができる；クロスボーダー融資リスク加重残高を上限内に調整するまでは、新たなクロスボーダー融資業務を取り扱ってはならない。</p> <p>三、企業の外債登記・口座および為替管理</p> <p>11、9号文書第四条は、クロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れないクロスボーダー融資業務の類型を明確化した。これらの業務は、今後相応する外債登記を行う必要はないのか？</p> <p>答：外債登記の主な目的の一つは、外債統計の実施である。外債統計の正確性の考</p>
--	---

<p>所明确的不纳入跨境融资风险加权余额计算的跨境融资业务，按照现行外债管理规定需要办理外债登记的，应按规定办理登记。</p> <p>12、9号文第十条第三款“开展跨境融资涉及的资金往来，企业可采用一般本外币账户办理，也可采用自由贸易账户办理”应当如何理解？企业按照9号文开展跨境融资业务的，还需要遵守其他外债管理规定吗？</p> <p>答：这一条款主要是为了区分一般账户和自由贸易账户，这里的“一般账户”不与“专用账户”相对应。因此，企业如选择一般账户开展跨境融资业务，仍应遵守现行外债账户的管理规定。此外，所涉及的签约登记办理时限、签约变更登记、外债资金结汇使用、外债还本付息等，也应遵照19号文、《国家外汇管理局关于改革和规范资本项目结汇管理政策的通知》（汇发[2016]16号）等有关规定执行。企业到外汇局办理外债签约备案（登记）时，除应按照19号文要求提供相关材料外，还需提交《宏观审慎外债风险加权余额情况表（企业版）》（见附件）及上年度或最新一期经审计的财务报表。</p> <p>13、企业按照9号文开展跨境融资活动融入的资金，在资金使用方面应当遵循哪些规定？</p> <p>答：企业外债资金使用应遵守《国家外汇管理局关于改革和规范资本项目结汇管理政策的通知》（汇发[2016]16号）的相关要求，并注意外债期限与用途期限的匹配。企业借入人民币外债的，还需要同时符合《中国人民银行关于明确外商直接投资人民币结算业务操作细则的通知》（银发[2012]165号）等相关规定。</p>	<p>慮から、9号文書で明確化されたクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れないクロスボーダー融資業務は、現行の外債管理規定に基づき外債登記を行う必要がある場合、規定に基づき登記しなければならない。</p> <p>12、9号文書第十条第三項の「クロスボーダー融資の実施に関わる資金往来について、企業は一般人民元・外貨口座を採用して取り扱うことも、自由貿易口座を採用して取り扱うこともできる」とは、どのように理解すべきか？企業が9号文書に基づきクロスボーダー融資業務を行う場合、さらにその他の外債管理規定を遵守する必要はあるのか？</p> <p>答：当該条項は、主として一般口座と自由貿易口座を区分するためであり、ここでの「一般口座」は「専用口座」に相対しない。このため、企業が一般口座を選択してクロスボーダー融資業務を行う場合、引き続き現行の外債口座の管理規定を遵守しなければならない。この他、締結登記の事務期限・締結変更登記・外債資金の人民元転および使用・外債の元本返済および利息支払等に関しては、19号文書・《国家外債管理局：資本項目人民元転管理政策の改革および規範化に関する通知》（匯發[2016]16号）等の関連規定も遵守して執行しなければならない。企業は外管局で外債締結備案（登記）を行う際、19号文書の要求に基づき関連資料を提供する以外に、さらに《マクロプルーデンス外債リスク加重残高状況表（企業版）》（添付文書参照）および前年度あるいは直近一期の監査済の財務報告も提出しなければならない。</p> <p>13、企業は9号文書に基づきクロスボーダー融資活動を行い調達した資金について、資金の使用方面においてどのような規定を遵守すべきか？</p> <p>答：企業の外債資金の使用は、《国家外債管理局：資本項目人民元転管理政策の改革および規範化に関する通知》（匯發[2016]16号）の関連要求を遵守しなければならず、併せて外債期限と用途期限の合致にも注意しなければならない。企業が人民元外債を借り入れる場合、さらに《中国人民銀行：外商直接投資人民元決済業務オペレーション細則の明確化に関する通知》（銀發[2012]165号）等の関連規定にも同時に合致</p>
---	---

<p>四、其他</p> <p>14、9号文中明确适用于依法在中国境内成立的法人企业。具体如何把握？</p> <p>答：对于依法在中国境内成立的企业，如果能提供企业法人营业执照和经审计的独立财务报告，可以根据9号文明确的管理方式，按照企业净资产的一定规模开展跨境融资业务。</p> <p>15、非银行金融机构在9号文框架下开展跨境融资业务的，所涉及的外债数据如何报送？</p> <p>答：非银行金融机构开展跨境融资业务所涉外债登记及数据报送等事项，按照《国家外汇管理局关于发布〈外债登记管理办法〉的通知》（汇发[2013]19号）办理。对于数据报送量大的非银行金融机构（如财务公司），可在向所在地外汇局备案后，通过数据接口方式报送外债数据。</p>	<p>している必要がある。</p> <p>四、その他</p> <p>14、9号文書は、法に基づき中国国内で設立された法人企業への適用を明確化している。具体的にどのように理解するのか？</p> <p>答：法に基づき中国国内で設立された企業で、企業の法人営業許可証および監査済の独立財務報告を提供可能な場合、9号文書で明確化された管理方式に基づき、企業の純資産の一定規模に応じてクロスボーダー融資業務を行うことができる。</p> <p>15、非銀行金融機関が9号文書の枠組みの下でクロスボーダー融資業務を行う場合、外債データに関してどのように送信・報告するのか？</p> <p>答：非銀行金融機関が行うクロスボーダー融資業務に関わる外債登記およびデータ送信・報告等の事項は、《国家外貨管理局〈外債登記管理弁法〉公布に関する通知》（匯發[2013]19号）に基づき行わなければならない。データ送信・報告量が多い非銀行金融機関（たとえば財務公司）は、所在地外管局への備案後、データインターフェース方式を通じて外債データを送信・報告することができる。</p>
--	---